

契約解除に伴う処理について

本事業の終了以前において、府教委又は受託事業者が事業の全部又は一部を解除する場合、解除事由及びその内容に伴い以下に示す、所有権の移転、サービス対価の支払い及びペナルティに係る処理を行う。

ここで、府教委又は受託事業者が受ける損失又は追加費用については、原則としてそれぞれの契約解除に伴うペナルティをもって賄うものとし、別途の損害賠償請求を行わないものとする。

なお、下記の文中における、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」、「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達の係るサービス対価」については、【別紙 3】「サービス対価の算定・支払い方法及び改定方法について」を参照すること。

(1) 府教委による解除(受託事業者の債務不履行等がある場合)

ア 全部解除の場合

(ア) 全ての空調対象室において、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることが可能である場合

(例) 導入した空気調和設備等については提案水準を満たしているが、維持管理・運用等における提案水準が満たされない場合

範囲	処理
全空調対象室の設備等	(所有権の移転) ・ 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。 ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達の係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) ・ 受託事業者は府教委に対し、以下の金額の合計を支払う。 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の総残額×5%

- (1) 空調対象室の一部又は全部において、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることが不能である場合

範囲	処 理
全空調対象室の設備等	<p>(所有権の移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	<p>(サービス対価の支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府教委は受託事業者に対し、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができる空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。 府教委は受託事業者に対し、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	<p>(ペナルティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託事業者は府教委に対し、以下の金額の合計を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の総残額×5% 提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総額×10% 提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総残額×5%

イ 一部解除の場合

一部解除を行う場合、解除をされない部分については原契約のとおり事業を継続するものとし、一部解除された部分に限定して解除に伴う処理を行うものとする。

(ア) 一部解除の対象となった空調対象室において、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることが可能である場合

(例) 導入した空気調和設備等については提案水準を満たしているが、一部の府立高等学校において、維持管理・運用等における提案水準が満たされない場合

範 囲	処 理
一部解除 の対象	(所有権の移転) ・ 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。 ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) ・ 受託事業者は府教委に対し、以下の金額の合計を支払う。 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の総残額×5%
一部解除 の対象外	・ 原契約のとおり事業を継続する。

- (1) 空調対象室の一部又は全部において、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることが不能である場合

範囲	処 理
一部解除の対象	<p>(所有権の移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。 <p>(サービス対価の支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府教委は受託事業者に対し、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができる空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。 ・ 府教委は受託事業者に対し、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の支払いを免れる。 ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。 <p>(ペナルティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は府教委に対し、以下の金額の合計を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の総残額 × 5% 提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総額 × 10% 提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることができない空調対象室分の「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総残額 × 5%
一部解除の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原契約のとおり事業を継続する。

(2) 受託事業者による解除(府教委の義務の不履行等による場合)

ア 全部解除の場合

範 囲	処 理
全空調対象室の設備等	(所有権の移転) ・ 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。(ただし、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることのできない空調対象室があった場合には、受託事業者がこれを修理、回復するまで、府教委は受託事業者に対し支払いを留保する。) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) ・ 府教委は受託事業者に対し、以下の金額を支払う。 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分

イ 一部解除の場合

範囲	処 理
一部解除 の対象	<p>(所有権の移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	<p>(サービス対価の支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。(ただし、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることのできない空調対象室があった場合には、受託事業者がこれを修理、回復するまで、府教委は受託事業者に対し支払いを留保する。) 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	<p>(ペナルティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府教委は受託事業者に対し、以下の金額を支払う。 解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分
一部解除 の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 原契約のとおり事業を継続する。

(3) 府立高等学校の統合整備に伴う一部解除

範囲	処 理
全空調対象室の設備等	(所有権の移転) ・ 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」を当初のスケジュールどおり支払う。(ただし、解除時に、提案水準どおりの空気調和環境の提供を受けることのできない空調対象室があった場合には、受託事業者がこれを修理、回復するまで、府教委は受託事業者に対し支払いを留保する。) ・ 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) ・ 原則としてペナルティは設定しない。 ・ ただし、解除の対象となった空調対象室数が当初の空調対象室数の 20%を越えた場合、府教委は受託事業者に対し、以下の金額を支払う。 当該 20%を越えた部分の空調対象室数についての解除時における「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」の1年分
一部解除の対象外	・ 原契約のとおり事業を継続する。

(4) 府教委による解除(事業の継続が困難となった場合)

前述、イ「受託事業者による解除(府教委の義務の不履行等による場合)」と同様の処理を行う。

(5) 予算の減額又は削減があった場合の解除

前述、イ「受託事業者による解除(府教委の義務の不履行等による場合)」と同様の処理を行う。

(6) 不可抗力事由に基づく解除

ア 全部解除の場合

範囲	処 理
全空調対象室の設備等	(所有権の移転) <ul style="list-style-type: none"> 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) <ul style="list-style-type: none"> 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総残額のうち100分の99を当初のスケジュールどおり支払う。 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) <ul style="list-style-type: none"> ペナルティは設定しない。

イ 一部解除の場合

範囲	処 理
一部解除の対象	(所有権の移転) <ul style="list-style-type: none"> 解除時に空気調和設備の所有権を府教委に移転する。
	(サービス対価の支払い) <ul style="list-style-type: none"> 府教委は受託事業者に対し、「空気調和設備の設計・設置等のサービス対価」の総残額のうち100分の99を当初のスケジュールどおり支払う。 府教委は受託事業者に対し、「空気調和環境の提供、維持管理業務等のサービス対価」及び「空気調和環境の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」のうち未履行部分の支払いを免れる。
	(ペナルティ) <ul style="list-style-type: none"> ペナルティは設定しない。
一部解除の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 原契約のとおり事業を継続する。